

令和3年度の後期高齢者医療制度の保険料制度改正について

1.均等割額の軽減について

後期高齢者医療制度の保険料について、令和3年度の均等割額の軽減制度は下記のとおり改正になりました。

○ 均等割額の軽減

令和2年度の保険料の均等割額軽減の基準は次のとおりでした。

軽減割合	軽減該当条件 (均等割額の軽減は、同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額で判定します。)
7割軽減	基礎控除額(33万円)以下の世帯で、かつ被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の所得がない)
7.75割軽減 ^{※1}	「基礎控除額(33万円)」以下
5割軽減	「基礎控除額(33万円) + 28万5千円 × 世帯の被保険者数」以下
2割軽減	「基礎控除額(33万円) + 52万円 × 世帯の被保険者数」以下



令和3年度は次のとおり変更となります。

軽減割合	軽減該当条件 (均等割額の軽減は、同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額で判定します。)
7割軽減 <改正>	「 <u>43万円+10万円 × (年金・給与所得者の数^{※2} - 1)</u> 」以下
5割軽減 <改正>	「 <u>43万円+10万円 × (年金・給与所得者の数^{※2} - 1)</u> + 28万5千円 × (世帯の被保険者数)」以下
2割軽減 <改正>	「 <u>43万円+10万円 × (年金・給与所得者の数^{※2} - 1)</u> + 52万円 × (世帯の被保険者数)」以下

※1 令和3年度から本来の7割軽減となります。今後、医療費の増大が見込まれる中、全ての方が安心して医療を受けられる健康保険制度を維持していくために、段階的な見直しが行われています。

※2 「10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)」の部分は年金・給与所得者の数が2以上の場合のみ計算します。年金・給与所得者の数は同一世帯の被保険者と世帯主のうち、以下のいずれかの条件を満たす人の数です。

- ・給与収入が55万円を超える人(給与収入のうち事業専従者給与分を除く)
- ・前年の12月31日現在65歳未満かつ公的年金等収入額が60万円を超える人
- ・前年の12月31日現在65歳以上かつ公的年金等収入額が125万円を超える人

2. 所得割額の計算方法について

後期高齢者医療制度の保険料について、基礎控除の改正に伴い所得割額の計算方法が変わります。

○ 所得割額の計算

令和2年度の保険料の所得割額の計算方法は次のとおりでした。

$$\text{所得割額} = (\text{総所得金額等} - \text{基礎控除}(33\text{万円})) \times 8.6\%$$



令和3年度は次のとおり変更となります。

$$\text{所得割額} = (\text{総所得金額等} - \text{基礎控除(最大43万円)}^{※3}) \times 8.6\%$$

※3 基礎控除額は合計所得金額2,400万円以下の場合には43万円です。